

## 「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について

- 1 名称 「令和6年能登半島地震災害義援金」
- 2 受付期間 (1) 石川県支部：令和6年1月4日(木)～令和6年12月27日(金)  
(2) 富山県支部：令和6年1月5日(金)～令和6年12月27日(金)  
(3) 新潟県支部：令和6年1月9日(火)～令和6年6月28日(金)  
(4) 福井県支部：令和6年1月16日(火)～令和6年3月29日(金)  
(5) 日本赤十字社本社：令和6年1月5日(金)～令和6年12月27日(金)

## 3 災害義援金受付口

## (1) 石川県支部

金融機関名 北國銀行 県庁支店  
口座番号 普通預金 28580

※口座名義は「日本赤十字社石川県支部 支部長 <sup>はせ ひろし</sup> 馳 浩」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨石川県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48  
日本赤十字社石川県支部 総務課 あて  
TEL：076-239-3880 FAX：076-239-3881

## (2) 富山県支部

ア 金融機関名 北陸銀行 本店営業部  
口座番号 普通預金 6162894  
イ 金融機関名 富山銀行 富山支店  
口座番号 普通預金 3044104  
ウ 金融機関名 富山第一銀行 ニューセンター支店  
口座番号 普通預金 022823

※口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 <sup>にった はちろう</sup> 新田 八朗」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨富山県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒930-0821 富山県富山市飯野26-1  
日本赤十字社富山県支部 事業推進課 あて  
TEL：076-451-7878 FAX：076-451-6872

## (3) 新潟県支部

金融機関名 第四北越銀行 白山支店  
口座番号 普通預金 5050125

※口座名義は「日本赤十字社新潟県支部 支部長 <sup>はなずみ ひでよ</sup> 花角 英世」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨新潟県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒951-8127 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1-3-12  
日本赤十字社新潟県支部 組織振興課 あて  
TEL：025-231-3121 FAX：025-231-3122

(4) 福井県支部

金融機関名 福井銀行 木田支店  
口座番号 普通預金 1144543

※口座名義は「日本赤十字社福井県支部 支部長 <sup>すぎもと たつじ</sup>杉本 達治」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨福井県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒918-8011 福井県福井市月見2-4-1

日本赤十字社福井県支部 総務課 あて

TEL : 0776-36-3640 FAX : 0776-34-6299

(5) 本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00150-7-325411

口座加入者名 「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」

※受領証の発行をご希望の場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載下さい。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。

(ATMによる通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787501

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105493

・みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0620669

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」<sup>にほんせきじゅうじしゃ</sup>

※ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、下記内容を以下までご連絡ください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

TEL : 03-4363-2056

4 税制上の取り扱い

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

(1) 日本赤十字社の対応については、ホームページに随時状況が掲載されます。

(2) 物品については、受付いたしません。

(3) 義援金は被災地都道府県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災者に配分されます。